

# 第1回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成19年8月10日（金）
時 間	午前10時30分～午後0時30分
会 場	ぱるるプラザ京都 [5階会議室B]

## 1 開 会

## 2 委員の委嘱（紹介）

## 3 開会あいさつ

京都市文化市民局長 山岸 吉和

## 4 会長・副会長の選出

## 5 条例制定までの経緯

- (1) 路上喫煙に関する市民アンケート調査の結果
- (2) 条例骨子案に対する市民意見募集
- (3) 京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会の審議内容
- (4) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の趣旨及び骨子

## 6 諮 問

- (1) 諮問書の伝達
- (2) 諮問の趣旨説明

## 7 その他

- 今後の審議日程（案）

## 8 閉 会

## 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
いのうえ みゆき 井上 美幸	市民公募委員
つるた みき 鶴田 美紀	京都市立中学校PTA連絡協議会本部役員
ながい そのこ 長井 苑子	財団法人京都健康管理研究会中央診療所／臨床研究センター 所長, 理事
にし ひろぞう 西 博三	市民公募委員
はやせ よしお 早瀬 善男	京都商店連盟会長
ひこそう ひろし 彦惣 弘	弁護士
ふじおか いちろう 藤岡 一郎	京都産業大学大学院法務研究科教授
むらい のぶお 村井 信夫	各区市政協力委員連絡協議会代表者会議幹事

## 路上喫煙に関する市民アンケート調査の結果について

### 1 目的

京都市路上喫煙防止条例（仮称）の制定に向けた検討を行っていくに当たって、条例に関する意見等を広く聴取するために、路上喫煙に関する市民アンケート調査を実施した。

### 2 実施方法

20歳以上の市民 3,000人（住民基本台帳データ及び外国人登録データからの無作為抽出）を対象とする郵送によるアンケート調査（督促1回実施）

### 3 調査時期

平成18年12月12日（火）～12月26日（火）

### 4 調査結果

#### (1) 回答数

1,429通（回収率47.6%）

#### (2) 調査結果の概要

##### ア 路上喫煙による被害

何らかの被害を受けた（受けそうになった）ことがある人は9割以上（1,301人，91.0%）

##### イ 路上喫煙について

迷惑であると考えている人は約9割（1,249人，87.4%）

##### ウ 条例の制定について

条例を制定すべきと考えている人は約8割（1,093人，76.5%）

##### エ 罰則規定について

条例に罰則規定を設け、違反者から過料を徴収すべきと考えている人は約6割（854人，59.8%）

## 条例骨子案に対する市民意見募集の概要について

### 1 意見募集の概要

(1) 募集期間 平成 19 年 3 月 9 日（金）～平成 19 年 4 月 6 日（金）

(2) パンフレットの配布場所

市役所の市政案内所，情報公開コーナー及び各区役所・支所のまちづくり推進課，図書館など 51 箇所の施設等で配布

(3) 応募方法 郵便・FAX・電子メール

(4) 意見の提出数 189 通

○意見を寄せられた方の属性 (人)

性別	男性		女性		不明		合計			
	106		69		14		189			
住所	市内		市外（府内）		府外				不明	
	84		10		38				57	
年齢	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代			70 歳以上	不明
	1	26	24	49	46	14			7	22
喫煙	しない		する		不明					
	113		57		19					
方法	電子メール		郵送		FAX		持参			
	94		49		42		4			

### 2 主な意見の内容及び件数（件数には同趣旨の意見も含む） 878 件

(1) 条例の目的 141 件

この条例は，道路など屋外の公共の場所での喫煙等（路上喫煙等）を禁止することにより，路上喫煙等による身体，財産及び健康への被害の防止を図り，もって，市民や観光旅行者その他滞在者及び通過者（市民等）の安心かつ安全で健康な生活環境を保全することを目的とする。

主 な 意 見	
①	賛成
②	屋外でもたばこの煙は有害である
③	屋外での喫煙による健康被害の科学的根拠が不明である
④	目的に受動喫煙やポイ捨ての防止等を加える

(2) 路上喫煙等の定義 147 件

路上喫煙等とは，道路，公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）において，たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし，自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

主 な 意 見	
①	賛成
②	自動車内の喫煙も規制すべき
③	屋内の公共の場所を含めるべき
④	配慮しての喫煙まで規制することは行き過ぎである
⑤	公園での喫煙を規制すべきではない

(3) 努力義務

117件

市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあつてはこの限りではない。

主  な  意  見	
①	賛成
②	努力義務という程度では生やさしい
③	喫煙場所を設けるべき
④	喫煙場所を設けるべきではない
⑤	努力義務の範囲が広範すぎる

(4) 路上喫煙等禁止区域の指定及び同区域内での路上喫煙等の禁止

175件

市長は、特に路上喫煙等を禁止する必要があると認める土地の区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

主  な  意  見	
①	賛成
②	市内全域を禁止区域にすべき
③	禁止区域は限定的にすべき
④	観光地も禁止区域とすべき

(5) 罰則

155件

「路上喫煙等禁止区域」において路上喫煙等をした者に対し、過料を科す。

主  な  意  見	
①	賛成
②	マナーの向上を図るべきで罰則を科すべきではない
③	過料の徴収額を2千円以上にすべき
④	指導に従わない者にのみ過料を科すべき
⑤	即過料を科すべき

(6) 審議会の設置

69件

路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための審議会を置く。

主  な  意  見	
①	賛成
②	審議会は公平に意見が反映できるようにメンバー構成を考えるべき
③	審議会には医師等の専門家に参加してほしい
④	審議会の委員にはたばこに偏見を持った人を選任すべきではない

(7) その他 条例骨子案全体についての意見や感想など

74件

主  な  意  見	
①	喫煙者・非喫煙者が共存できるまちづくりを望む
②	徹底した取組をすべき
③	条例の周知を十分にすべき

## 京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会の審議内容について

条例の制定に当たり、必要な事項について審議等を行うため、平成18年10月31日に設置。検討委員会は京都市生活安全施策懇話会との連携を図るため、同懇話会会長の藤岡一郎委員長（京都産業大学大学院法務研究科教授）をはじめ、懇親会委員である6名の委員で構成。

### 【構成】（敬称略，五十音順）

#### 委員長

藤岡 一郎 生活安全施策懇話会会長，京都産業大学大学院法務研究科教授

#### 副委員長

村井 信夫 同懇話会副会長，各區市政協力委員連絡協議会代表者会議幹事

#### 委員

奥井三喜男 同懇話会委員，京都市防犯推進委員連絡協議会会長

篠原 實 同懇話会委員，京都市少年補導委員会副会長

鈴木 恵子 同懇話会委員，京都市地域女性連合会副会長

高島 睦代 同懇話会市民公募委員

### 【審議内容】

#### 第1回（平成18年10月31日）

- ・政令指定都市における路上喫煙防止条例の制定状況
- ・路上喫煙に関する市民アンケート調査の実施

#### 第2回（平成19年1月26日）

- ・路上喫煙に関する市民アンケート調査結果
- ・他都市調査結果
- ・関係団体からの意見聴取
  - ①京都たばこ商業協同組合及び日本たばこ産業株式会社京都支店  
「条例によりたばこ税が減収，喫煙者と非喫煙者が共存できる条例に」
  - ②NPO法人京都禁煙推進研究会  
「健康被害の防止という観点からも条例により路上喫煙を規制すべき」
- ・条例骨子案に必要な事項に関する審議

#### 第3回（平成19年2月26日）

- ・条例骨子案に必要な事項に関する審議（継続審議）

#### 第4回（平成19年4月12日）

- ・市民意見募集の結果報告
- ・市民意見募集の結果を受けた条例骨子案の審議
- ・条例骨子案に対する検討事項

## 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の趣旨

この条例は、やけど等の被害や健康への影響を抑制するため、喫煙者が市内の全域の屋外の公共の場所で路上喫煙等をしないようモラルの向上を図ります。

特に被害や影響が大きいと考えられる道路を路上喫煙等禁止区域に指定して違反者に対し罰則を適用することにより、喫煙者と非喫煙者がともに、安心、安全で健康な生活が送れるようにします。

条例名に「禁止」という文言を使用しているが、路上等での喫煙を全面的に禁止するものではなく、喫煙者が非喫煙者の共存という考え方にも配慮した条例です。

## 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の骨子

### 1 目的（第1条関係）

路上喫煙等によるやけどや焼け焦げの防止及び健康への影響を抑制し、市民などの安心、安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

### 2 路上喫煙等（第2条関係）

道路、公園などの屋外の公共の場所（灰皿等の設置場所での喫煙を除く）で、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持すること。なお、自動車の車内は除く。

### 3 本市の責務（第3条関係）

路上喫煙等の禁止等に関する施策の実施すること。  
市民等及び事業者の意識の啓発に努めること。

### 4 市民等及び事業者の責務（第4条関係）

- ・ 路上喫煙等をしないよう努めること（市民等の責務）。
- ・ 本市の施策に協力すること（市民等及び事業者の責務）。

### 5 路上喫煙等禁止区域の指定（第5条関係）

- ・ 市長は、7の審議会の意見を聴いて、特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。
- ・ 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、禁止区域内に標識の設置又は標示をしなければならない。

6 路上喫煙等の禁止（第6条関係）

路上喫煙等禁止区域では路上喫煙等をしてはならない。

7 京都市路上喫煙等対策審議会の設置（第7条関係）

路上喫煙等禁止区域の指定及び条例の施行に関する重要事項について、審議等を行うため、審議会を設置する。

8 罰則（第11条関係）

路上喫煙等禁止区域で路上喫煙等を行った者に対し、2,000円以下の過料を科す。



## 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。
- 5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(審議会の会長及び副会長)

第1条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第2条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第3条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。